

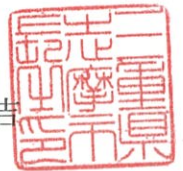


志摩市告示第99号

志摩市炭窯利用要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市炭窯利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の林業振興及び地域振興に寄与するため、研修及び体験交流の場として活用できるよう設置した志摩市炭窯(以下「炭窯」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 志摩市大王町波切2199番地に炭窯を設置する。

(手続等)

第3条 炭窯を利用しようとする者は、志摩市炭窯利用申込書(別記様式)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、許可をする場合において、炭窯の管理運営上必要な条件を付することができる。

3 利用期間は、1箇月以内とする。

4 炭窯の利用料は、無料とする。ただし、炭焼きに要する経費は、利用者の負担とする。

- 5 利用者は、利用期間中において環境に配慮するとともに、利用中における事故の防止に万全の注意を払わなければならない。
- 6 利用者は、利用後に炭窯及び周辺の清掃、諸点検をした後、直ちにその旨を報告するものとする。

(損害賠償)

第4条 利用者は、故意又は過失により施設を滅失し、又は損傷したときは、市長の指示するところに従いその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

(志摩市阿児炭窯使用要綱の廃止)

- 2 志摩市阿児炭窯使用要綱(平成17年志摩市告示第19号)は、廃止する。

別記様式(第3条関係)

志摩市炭窯利用申込書

(宛先) 志摩市長

申請日 年 月 日

申請者	住所(所在地)	
	(個人)氏名	
	団体名	
	代表者名	
	電話番号	— —
利用責任者の指名		
火元責任者の氏名		
利用目的		
利用期間	年 月 日() 年 月 日() (日間)	
火入れを行う日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	
利用者予定人数	人	

※利用に際しての事故については、市は一切責任を負わない。

※利用に際して周辺関係者の迷惑とならないよう注意すること。

※志摩市炭窯利用要綱を遵守すること。